

地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の規定について、厚生年金保険給付積立金等資金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）について、平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第二条関係）

第三 この政令は、平成三十年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二十七年十月一日から適用すること。（附則関係）